

「給特法」って知っていますか?

Q. 教員には、一般企業のように超過勤務手当がありません。なぜでしょう?

A. 「給特法」という法律で定められているからです。

給特法:「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」【1971年制定】

[内容]

・原則として公務のために臨時の必要がある場合に時間外勤務を命じることができないが、限定された場合に時間外勤務を命じることができる。
(限定4項目:①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常災害、児童・生徒の指導に関し、緊急の措置をする場合)

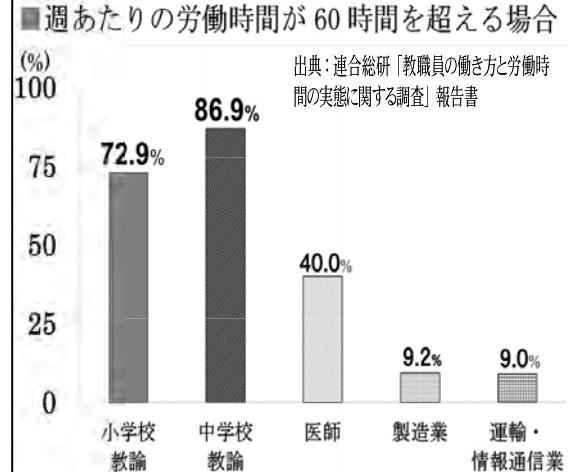
・これに応じて、時間外勤務手当及び休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額(給料月額4%)が支給される。

教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。(給特法第3条2項)

1966年の勤務状況調査にもとづいて、教職調整額(4%)が支給されている。また、限定4項目以外の業務については、いくら時間外労働をしているとされ、勤務時間に含まれていない。兵庫では、勤務時間の割合制度により、勤務時間が認められるが、それ以外の業務が多く、もし過労で倒れても、勤務時間と時間労働の実態は深刻である。長時間勤務の割合制度により、勤務時間と時間労働の実態は深刻である。

具体的な取り組み

- ①地域組合・分会で「給特法PRビデオ」を見よう
- ②「記録簿」記入による、出退勤時刻の把握を徹底し、自分たちの働き方を見直そう
- ③給食費の公会計化、放課後の留守番電話対応、サポートスタッフの配置など、学校現場からも要望の声をあげてもらう



週あたりの労働時間が60時間を超える教員の割合は、医師や製造業など他業種より格段に高い。週の労働時間が「50時間未満」の割合は、他業種のほとんどが8割程度であるのに対し、小・中学校の教員の該当者はいなかった。

先生を過労死の危機から救うために不可欠!「給特法の見直し」
①地域組合・分会で「給特法PRビデオ」を見よう
②「記録簿」記入による、出退勤時刻の把握を徹底し、自分たちの働き方を見直そう
③給食費の公会計化、放課後の留守番電話対応、サポートスタッフの配置など、学校現場からも要望の声をあげてもらう



*QRコードがうまく読み取れない場合は下記URLから
<https://www.youtube.com/watch?v=bzSalDvyF3A>

『給特法』見直しにむけて、すべての組合員が共通理解をはかりましょう!

教研活動の重要性を語り継ごう!!



1月27日(土)にラッセホールで青年部「語り継ぎ」学習会を開催し、県内各地域の青年部組合員65人が参加した。

全体会では、「さまざまな教研活動」と題し、兵庫教育文化研究所事務局長の大野圭一さんが講演をおこない、「なぜ組合が教研活動をしているのか」、「今までの兵庫の教研のとりくみ」、「他の地域の教研活動の実態や教育の現状」等について学習を深めた。

分科会では、9つのグループに分かれ、「平和教育」「防災教育」「同和・人権教育」「インクルーシブ教育」「同人」とされ、勤務時間に含まれていない。

◆「教研のことを知り、自分たちのスキルを『子ども』に伝えよう」
大野圭一さんによる講演のようす

◆「教研のことを知り、自分たちのスキルを『子ども』に伝えよう」
た。地区・地域組合を超えて仲間と思いを共有できたことは大きな成果となつた。

◆「話し合う中で、「部落差別」について生の意見を聞くことの大切さや、受け身にならず子どもにも合った教材を作つていくべきだと感じた」

◆「インクルーシブ教育は、どの学級でも関係なく、すべての子どもにも通じるものだとと思った」

◆「ジェンダーとは、特別扱いをするのではなく、一人ひとりを尊重してしっかりと見ていくことが大切だと気づいた」

◆「「ジェンダー」とは、特別扱いをするのではなく、一人ひとりを尊重してしっかりと見ていくことが大切だ

◆

